

勧告	説明図表番号
<p>2 PFIを推進する上での課題</p> <p>PFI事業は、PFI法の規定に加え、整備する公共施設等に係る個別の法律等の規定に基づき実施するものであることや、従来の公共事業とは異なる手続で実施することから、個別法等との必要な調整、公共施設等の管理者等におけるPFI法の十分な理解、PFI事業に関する情報・ノウハウの蓄積等が重要と考えられる。</p> <p>また、国は、PFI事業を推進するため、アクションプランの策定、各種ガイドライン・マニュアルの整備等の取組を行っているが、現状では、PFI事業の事業費ベースの実績が近年、減少傾向になっていること、市区町村におけるPFI事業の実施割合が低調なものとなっていることから、国による効果的な支援の実施も重要と考えられる。</p> <p>今回、PFIの推進に関する関係行政の実施状況を調査した結果、PFI事業を実施する上で必要な環境の整備、PFI事業の検討・導入に対する支援、PFI事業を実施する上で参考となる情報の提供等について、次のような課題がみられた。</p> <p>(1) PFI事業環境の整備</p> <p>ア BOT方式のPFI事業における負担金等の交付</p> <p>PFI事業の事業方式には、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式、RTO方式等がある。</p> <p>平成25年度末現在の440のPFI事業の事業方式別の事業数をみると、BTO方式が314事業と最も多く、次いで、BOT方式が54事業、RO・RTO方式が22事業となっており、BTO方式及びBOT方式で全体の83.6%（368事業）を占めている。</p> <p>BOT方式は、PFI事業期間中、PFI事業を実施する民間事業者自らが公共施設等を所有しているため、そのメリットとして、①BTO方式に比べ、運営の裁量性・自由度が増す等、事業者の創意工夫を一層発揮し易い、②修繕リスク等、想定されるリスクの多くをPFI事業を実施する民間事業者に移転し易いとしている地方公共団体もみられる。</p> <p>このように、BOT方式は、民間のノウハウの活用拡大、地方公共団体におけるリスク負担の軽減等のメリットがあると考えられる。</p> <p>また、BOT方式のデメリットと考えられていた災害時の緊急対応についても、東日本大震災において、迅速な対応による学校給食センターの復旧が進められており、BOT方式であるがゆえの制約は発生していない（民間所有であるBOT方式であるがゆえに、より迅速な復旧が進められたとの見方もある。）としている地方公共団体もみられる。</p> <p>PFI事業の事業方式は、公共施設等の管理者等が、事業の特性や制度上の制約等を総合的に勘案し、最終的に決定するものであるが、BOT方式を選択するに当たって支障となると考えられる以下の課題がみられた。</p>	<p>図表1-(2)-⑦ (再掲)</p> <p>図表2-(1)-①</p>

(7) BOT方式のPFI事業における負担金等の交付算定

文部科学省では、公立学校施設（校舎、学校給食施設等）の整備に対し、公立学校施設整備費（公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金（復興特会事業を含む。）。以下同じ。）を交付しており、公立学校施設整備費負担金は、公立学校の校舎の新築、増築等を、学校施設環境改善交付金は、公立学校施設の改築等を交付の対象としている。

BOT方式で施設を整備する場合、公共施設等の管理者等からPFI事業を実施する民間事業者に対する当該施設の新築等の整備に要した費用に相当する額の支払いは、当該施設が建設された時点での一時支払いとPFI事業期間を通じた割賦支払いの併用、PFI事業期間を通じた割賦支払い等、複数の方法が考えられ、また、当該民間事業者から公共施設等の管理者等への施設の所有権の移転（譲渡）は、無償又は有償で行われる。

これら無償又は有償で行われる所有権の移転時に要する買収費が、施設の新築等に要した費用に相当する額として公立学校施設整備費の交付対象となる。文部科学省では、交付の算定方法等は、PFI事業以外の場合と同様であるとしているが、当該交付対象となる買収費は、所有権移転時に要した費用であることから、無償で行われる移転に対しては、交付が行われないことが懸念される。

また、BOT方式で学校給食センターの整備・運営を行うPFI事業を実施しているものの中には、公立学校施設整備費の交付を想定し、独自の交付額の想定に基づきVFMを算定しているものがある。当該事業に係る施設整備費相当額の支払いは、維持管理・運営期間中、毎年四半期ごとに支払うこととし、所有権の譲渡は無償としているが、これらの想定等が異なる可能性がある。

図表 2-(1)-②
図表 2-(1)-③
図表 2-(1)-④

(4) BOT方式のPFI事業における負担金等の交付時期

公立学校施設整備費は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成18年7月13日。18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）において、地方公共団体が所有権を有する施設を交付の対象としている。

今回、調査した43のPFI事業のうち、公立学校施設（校舎、学校給食施設等）の整備等を内容としているものは5事業である。このうち、1事業の公共施設等の管理者等では、BOT方式はBTO方式に比べ長期間にわたる最適な維持管理が期待できるとして、公立中学校、公立体育館（兼中学校体育館）及び公立図書館の3施設の整備等を内容とするPFI事業をBOT方式により実施することを考えていたものの、BOT方式で実施した場合、当該負担金等の交付時期が負担金等の交付対象施設の所有権が公共に移転されるPFI事業期間終了時（25年後）となるため、当該負担金等の交付対象となる公立中学校及び公立体育館については、BTO方式で実施している。このことについて、当該地方公共団体では、BOT方式であってもBTO方式と同様に、施設の完工時点での負担金等の交付が受けられるようにしてほしいとしている。

図表 2-(1)-⑤

また、P F I 事業を未実施の調査対象地方公共団体から、給食施設をB O T方式で整備する場合、補助の適用時期が事業期間終了後となり、採用が困難であることから、B T O方式と同様に施設の完工時に補助適用となるよう改善してほしいとの意見がみられた。

図表 2-(1)-⑥

一方、文部科学省では、公立学校施設整備費について、B O T方式における公立学校施設の完工時の負担金等の交付について、以下のとおり説明している。

図表 2-(1)-④
(再掲)

- ① 公立学校施設整備費の支出対象は公共の資産を形成するものに限定されており、B O T方式における施設完工時に国庫補助を行うことは、資産を形成しない事業に対し補助を行うことと同義である。
- ② 運用細目の規定において、交付の対象となる経費である買収費には、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づいて選定された民間事業者が施設を整備した後、地方公共団体が当該施設の所有権を取得する方式に係るものを含む。」とされており、現時点では、所有権を取得していない地方公共団体に対し、国庫補助を行うことはできない。
- ③ 公立学校の管理者たる地方公共団体に学校施設の所有権がないことは、直ちに法令に違反するとは解されないが、円滑な義務教育活動を担保する上で、地方公共団体が学校施設を所有していることが望ましいことは明らかであり、学校施設の所有権を有し円滑な義務教育が保障されることと、P F I 事業の民間事業者が倒産すること等のリスクを抱えてでもB O T方式による施設完工時に国庫補助を行うこととのメリット・デメリットを比較衡量し、後者のメリットがより大きいことを対外的に説明できるかの検討が必要である。

文部科学省では、上記のとおり、公立学校施設整備費について、B O T方式における施設の完工時における負担金等の交付を現時点においては認めていないが、B T O方式もある中で、B O T方式を選択するメリットや必要性が明確なものとなっているのであれば、B O T方式における施設の完工時における負担金等の交付の可能性もあるとしている。

公立学校施設におけるB O T方式のメリットとしては、例えば、①B T O方式の場合、施設の修繕や改修に当たり、当該施設の所有権を有する公共施設等の管理者等において修繕等すべき場合が生じた際における必要な調達事務手続に時間を要することや、予算に不足が生じれば、児童や生徒の使用する当該施設の修繕等が翌年度とならざるを得なくなる等が生じることもあるが、B O T方式の場合、当該施設の所有権を有する民間事業者自らが修繕等を行うことにより、これらを解消できること、②学校給食センターにおいて、当該センターの使用を通じた調理設備の大規模な配置の変更等における民間事業者の創意工夫の余地の拡大や迅速な対応ができることなどが考えられる。

また、P F I 事業の場合、公共施設等の管理者等とP F I 事業を実施する民間

事業者との間でPFI事業契約が締結されるが、「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」（平成22年3月30日民間資金等活用事業推進委員会）においても記載されているとおり、PFI事業契約には、①PFI事業を実施する民間事業者が整備した公共施設等のPFI事業期間中の譲渡等の禁止、②公共施設等の引渡し、所有権の公共施設等の管理者等への移転、③PFI事業を実施する民間事業者の経営が悪化し、義務を履行できない場合に備えた契約保証金の納付、④PFI事業を実施する民間事業者の経営状況の報告、⑤公共施設等の管理者等と金融機関との直接協定の締結等について規定されることが通例である。これらを規定することにより、BOT方式であっても、負担金等の交付対象施設がPFI事業期間終了時に公共施設等の管理者等の所有（公共の資産）となることを担保することは可能であり、負担金等の交付について、当該交付対象施設を公共による資産を形成するものと同等の取扱いとすることが許容されると考えられる。また、負担金等の交付目的である公立学校施設の整備による教育の円滑な実施に必要な施設、PFI事業を実施する民間事業者の安定的な経営やPFI事業の継続を維持することは可能であると考えられる。

さらに、PFI事業契約において、不動産登記法（平成16年法律第123号）第105条に基づく施設の所有権の移転の仮登記を行う旨を規定し、当該規定による施設の所有権の公共施設等の管理者等への移転の仮登記を行うことにより、PFI事業期間終了時における公共施設等の管理者等による施設の所有権の取得を担保することも可能と考えられる。

図表2-(1)-⑦

イ PFI事業における業務の再委託の禁止

PFI事業は、PFI法第8条第2項及び第14条第1項に基づき、公共施設等の管理者等とPFI事業を実施する民間事業者として設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で締結されるPFI事業契約に従って実施されることが通例となっており、公共施設等の建設、維持管理、運営等の個別の業務は、SPCを構成する事業者等が実施している。

図表2-(1)-⑧

また、PFI事業契約は、公共施設等の管理者等とSPCとの間で締結されるため、当該SPCからSPCを構成する事業者等へのPFI事業に含まれる業務の委託は、再委託の形態となる。しかし、業務によっては、法律等で再委託が禁止されているものがあり、以下のとおり、当該再委託の禁止が、PFI事業の実施に当たり、支障となる場合がある。

(7) 病院、診療所等における日常的な清掃業務の再委託の禁止

病院、診療所等の日常的な清掃業務については、厚生労働省に設置された「医療関連サービス基本問題検討会」の「院内清掃及び消毒委員会」が平成4年8月11日に取りまとめた「院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告」において、「委託業務のうち、日常的な業務の再委託は認めるべきではない」とされ、当該業務については、厚生労働省が都道府県に対し発出した「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号各都道府県衛生主管部

図表2-(1)-⑨

図表2-(1)-⑩

図表2-(1)-⑪

<p>(局) 長宛て厚生省健康政策局指導課長通知) において、「委託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと」とされ、再委託が禁止されている。</p> <p>今回、調査した 43 の P F I 事業のうち、病院の整備等を内容としている P F I 事業の公共施設等の管理者等からは、S P C が P F I 事業を実施する事業者へ病院、診療所等の日常的な清掃業務を委託することは、契約体系としては再委託となるものの、当該委託が禁止されている再委託に該当するか否かが明らかとなっていないため、その旨を明らかにしてほしいとの意見がみられた。</p> <p>これについて、厚生労働省では、P F I 事業における当該業務の委託に関する契約について、①公共施設等の管理者等、S P C 及び構成企業等との間で三者契約が締結されている場合、②S P C は契約の事務手続等を行っているのみで、実際の業務委託契約は公共施設等の管理者等と構成企業等との間で締結されている場合、③公共施設等の管理者等が、病院等の日常的な清掃業務を実際に行う構成企業等を認識した上で、公共施設等の管理者等と S P C との間で、その旨が明示された P F I 事業契約が締結されている場合には、外形上は再委託であるが、再委託に該当しないとしている。</p> <p>また、同省では、地方公共団体等から再委託の取扱いについて照会がある場合には、個別に助言等を行っているとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑫</p>
<p>同省では、当省の調査を契機として、平成 26 年 11 月、都道府県、保健所設置市及び東京都特別区に対し、「医療法第 15 条の 2 の規定に基づく業務委託における P F I 事業の取扱いについて」(平成 26 年 11 月 19 日各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部 (局) 宛て厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡) を発出し、上記の再委託に該当しない取扱いについて周知した。</p>	<p>図表 2-(1)-⑬</p>
<p>(イ) 汚泥の収集・運搬業務の再委託の禁止</p> <p>環境省では、一般廃棄物である汚泥の収集・運搬業務について、当該業務の再委託により、一般廃棄物の処理責任が不明確になること、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性があること等から、市町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じるおそれがあるとしており、当該業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 7 条第 14 項により、再委託が禁止されている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑭</p>
<p>今回、P F I 事業を未実施の調査対象地方公共団体から、浄化槽事業における汚泥の収集・運搬業務は、廃棄物処理法で再委託が禁止されているが、S P C の構成員となっている事業者が当該業務を行う場合には、再委託には当たらないことが明確にされれば、汚泥の収集・運搬業務を含む P F I 事業の実施を改めて検討したいとの意見がみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑮</p>
<p>これについて、環境省では、①浄化槽 P F I 事業では、汚泥の収集・運搬業務を別契約としている場合が多い (平成 26 年 2 月現在、全国の 14 地方公共団体において浄化槽 P F I 事業を実施しており、このうち、汚泥の収集・運搬業務を含</p>	<p>図表 2-(1)-⑯ 図表 2-(1)-⑰</p>

むものは3 地方公共団体)、②再委託に該当するか否かの判断は、処理責任の所在が明確化されているかによるものであり、P F I 事業契約であることをもって再委託に当たるか否かを判断することは困難であり、市町村において個別の契約内容等に基づいて判断すべきとしているものの、P F I 事業における当該業務の委託に関する契約において、i) 公共施設等の管理者等、S P C 及び構成企業との間で三者契約が締結されている場合には再委託には該当しないと考える、ii) 公共施設等の管理者等において実際に汚泥の収集・運搬業務を行う者を認識し、その旨、契約書において明記されていることが望ましいとしている。

一方、環境省では、再委託の取扱いについて、都道府県に対し「市町村と事業協同組合との一般廃棄物処理業務の契約について」(平成17年5月16日事務連絡)を发出し周知を行っているが、当該通知の内容はP F I 事業に言及したものとなっていない。同省では、P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に係る考え方について、浄化槽整備事業における民間活用事業の推進等を目的とした調査の中で検討している段階であり、地方公共団体等から再委託の取扱いについて照会がある場合には、検討状況を踏まえ、個別に助言等を行うこととしている。

また、環境省が民間活用による浄化槽整備及び維持管理に関する手順、知見、課題への対策や事業推進に関する手法等を整理したマニュアルを作成し、普及促進に資することを目的として行った「平成25年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務」の報告書(平成26年2月)において、廃棄物処理法における当該業務の再委託の問題が懸念されるとされている。同省では、今後、浄化槽整備事業における民間活用事業の推進等を目的とした検討会において、浄化槽P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に該当しない考え方についても、検討を行うこととしているとしている。

図表 2-(1)-⑱

【所見】

したがって、文部科学省及び環境省は、P F I 事業の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公立学校施設をB O T方式で整備・運営するP F I 事業に対する公立学校施設整備費の交付に際しての課題を整理し、必要な取組を検討すること(文部科学省)
- ② 公共施設等の管理者等が汚泥の収集・運搬業務を含むP F I 事業を実施する場合における、禁止されている再委託には該当しないP F I 事業契約締結の要件を明確にした上で、当該要件について、地方公共団体に対し周知すること(環境省)

図表 2-(1)-① BOT方式のメリット

○ P F I 方式導入に関する検討結果等報告書（東根市総務部プロジェクト推進課）（第 22 回 P F I 推進委員会（平成 22 年 3 月 30 日）資料 3-2）

想定されるリスクの多くが P F I 事業者へ移転される。
修繕リスクの事業者への移転、各事業のトラブルによるリスクの移転、税制改革によるリスクの移転等

民間側からは、民間事業者が施設の所有権をもつことで、施設の機能性・安全性が高まり、運営の裁量性・自由度が増すなど、事業者側の創意工夫を一層発揮しやすくなると共に、事業意欲を十分発揮でき、これがサービス向上のインセンティブにつながり、事業者のモチベーションアップにもつながる。

○ （仮称）南吉成学校給食センター整備事業 P F I 手法導入可能性調査報告書【概要版】（平成 25 年 7 月仙台市教育委員会）

3. P F I 事業方式の検討

3-1 P F I 事業方式導入の検討

(2) 資産所有形態

野村・高砂 P F I 事業では、民間事業者の創意工夫の自由度とインセンティブの余地を残し、リスク移転を進めた方が、経済効率性を高める結果に繋がるものと考え、B O T 方式を採用している。一方、近年の学校給食センター P F I 事業では、「B T O」方式が主流になっている。ただし、B O T 方式の一般的なデメリットと考えられていた災害時の緊急対応については、先般の東日本大震災において、野村・高砂 P F I 事業ともに、迅速な対応による復旧が進められており、B O T 方式であるが故の制約は発生していない（民間所有である B O T 方式であるが故により迅速な復旧が進められたとの見方もある。）また、民間事業者からも、緊急時の実務上の対応として資産所有形態による違いはないとの意見も聞かれる。

以上を踏まえ、本事業においても、野村・高砂 P F I 事業と同様に B O T 方式とすることを基本とする。

(注) 内閣府等の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）（抜粋）

第 3 条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 公立の小学校及び中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

- 二 公立の小学校及び中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。
- 第4条 前条第1項各号に掲げる経費の種目は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。
- 第12条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-③ 学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日 23 文科施第 3 号 文部科学大臣裁定）（抜粋）

- 第2 定義
- 1 地方公共団体が作成した法第 12 条第 2 項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に必要な経費に充てるため、同条第 1 項の規定により国が交付する交付金をいう。
- 第6 交付金額の算定
- 6 別表 1 及び別表 2 に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。）であるものとする。
- 第9 その他
- この要綱に定めるもののほか、学校施設環境改善交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-④ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日 18 文科施第 188 号文部科学大臣裁定）（抜粋）

公立学校施設整備費国庫負担金等の交付については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「義務法」という。）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号。以下「義務令」という。）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和 33 年文部省令第 21 号。以下「義務規則」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号。以下「災害法」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和 28 年政令第 373 号。以下「災害令」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則（昭和 30 年文部省令第 2 号。以下「災害規則」という。）その他関係法令等の定めによるもののほか、この運用細目の定めるところによる。

第 1 用語の定義

16 買収費とは、買収その他これに準ずる方法による取得等に要する費用をいう。この場合、「買収」とは購入により新築、増築、改築に代える方法をいい、「その他に準ずる方法」とは、買収して移築する方法、買収して改造する方法等をいう。なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づいて選定された民間事業者が施設を整備した後、地方公共団体が当該施設の所有権を取得する方式に係るものを含む。

第 2 経費の算定方法

1 経費の種目

(1) 整備の場合

国庫負担等の対象となる経費は次のとおりである。

経費：工事費（本工事費、附帯工事費）、買収費、事務費

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑤ BOT方式に対する負担金等の交付に関する公共施設等の管理者等の意見

BTO方式と比べBOT方式は長期間にわたる最適な維持管理が期待できるとして、優先交渉権者選定後、同事業者との間で、公立中学校、公立体育館（兼中学校体育館）及び公立図書館の3施設について、BOT方式による事業実施で交渉していた。しかし、文部科学省から、公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の交付対象施設となる公立中学校、公立体育館の整備に係る負担金等の交付時期については、所有権移転後（事業期間が終了する25年後）になるとの説明を受け、事業方式を、公立中学校及び公立体育館についてはBTO方式、補助対象とならない公立図書館についてはBOT方式としており、施設により異なる事業方式となっている。

BOT方式であってもBTO方式と同様に、施設の供用開始時点での補助金の交付が受けられるようにしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑥ BOT方式に対する負担金等の交付に関する地方公共団体の意見（PFI事業未実施）

給食施設を建設する場合、文部科学省の見解では、BTO、BOTのいずれの方式でも公立学校施設整備費の交付対象になるとのことであるが、補助適用時期は給食施設の所有権が市に移転する時点となっているため、BOT方式の場合、事業期間の終了後の補助適用となり、採用が困難な手法となっている。BOT方式で事業を実施する場合であってもBTO方式と同様に施設の完成時に補助の適用となるよう制度を改善してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ 不動産登記法（平成16年法律第123号）（抜粋）

（仮登記）

第105条 仮登記は、次に掲げる場合に行うことができる。

- 一 第三条各号に掲げる権利について保存等があった場合において、当該保存等に係る登記の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。
- 二 第三条各号に掲げる権利の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含む。）を保全しようとするとき。

（仮登記に基づく本登記の順位）

第106条 仮登記に基づいて本登記（仮登記がされた後、これと同一の不動産についてされる同一の権利についての権利に関する登記であつて、当該不動産に係る登記記録に当該仮登記に基づく登記であることが記録されているものをいう。以下同じ。）をした場合は、当該本登記の順位は、当該仮登記の順位による。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑧ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

第 8 条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により 選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

第 14 条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑨ 医療関連サービス基本問題検討会要綱（抜粋）

1 近年の医療及び医業経営を取り巻く社会状況は著しく変化してきており、医療に対する国民のニーズも高度化・多様化してきている。

このような状況の中で、医療そのものではないが、その周辺業務である医療関連サービスを民間の事業者へ委託する医療機関が多くなってきた。

それらの業務には患者等に著しい影響を与えるものも多いため、これまで医療機関が業務委託を行う際の医療機関及び委託事業者が遵守すべき基準等を作成してきた。

2 今後とも、医療関連サービスについて、基準又はガイドラインの作成等による業務の質の確保及びその育成策等について専門家の立場から幅広く検討するため、医政局長の意見聴取の場として「医療関連サービス基本問題検討会」を開催する。

3 本検討会の下に、必要に応じて医療関連サービスの各業種毎に具体的な検討を行うための専門部会（委員会）を設置する。

専門部会では、検討会の定める基本方針に従って検討を行い、専門部会がまとめた報告については、検討会において最終的な検討を行う。

4 本検討会の構成は下記のとおりとする。

医療機関関係者	7 名
学識経験者	4 名
事業者関係者	2 名

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑩ 「院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告について」(平成 4 年 8 月 11 日)(抜粋)

<p>1. 検討の目的</p> <p>所得水準の向上、健康に対する意識の高まりを背景に、国民はより質の高い医療や快適なサービスを求めるようになってきており、とりわけ医療機関の清潔さに対する国民のニーズが高まってきている。</p> <p>このような状況の中、医療機関は患者ニーズへの対応等を図るため、従来、医療機関が自ら行ってきた院内の清掃とこれに付随する消毒業務(以下「院内清掃及び消毒業務」という)を民間の事業者へ委託する機会が多くみられるようになってきた。</p> <p>しかしながら、院内清掃及び消毒業務は、医療そのものではないが、医療と密接に関係する業務であることから、医療機関が当該業務を事業者へ委託する上での最低基準ともいふべき基本的なルールを明確にしておく必要がある。</p> <p>2. 業務委託の現状</p> <p>(1) 業務委託の形態</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日常的に行われる院内清掃及び消毒業務・ 定期的に行われる空調機やダクトのクリーニング、環境測定に基づく消毒業務等 <p>(2) 業務委託の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務委託率 約 70% (平成 3 年医療関連サービス実態調査) <p>3. 検討の経緯</p> <p>厚生省においては、医療関連サービスに関する種々の問題を検討するため、医療関連サービス基本問題検討会を設置しているところである。</p> <p><u>今般、院内清掃及び消毒業務の委託の在り方について専門的な検討が必要なため、本検討会に院内清掃及び消毒委員会を設置し、鋭意検討を行い、この度院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告がとりまとめられたところである。</u></p> <p>院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告</p> <p>1 はじめに</p> <p>近年、わが国の医療及び医業経営を取り巻く環境は、人口の高齢化等に伴う疾病構造の変化、医学・医療技術の急速な進歩、さらには増加を続ける医療費の効率的な使用が強く求められているなど大きく変化してきている。また、所得水準の上昇、健康に対する意識の高まりを背景に国民は、より質の高い医療や快適なサービスを求めるようになってきており、とりわけ医療機関の清潔さに対する国民のニーズが高まってきている。</p> <p>このような状況の中で、医療機関は医業経営の効率化・安定化や患者ニーズへの対応を図るため、従来、医療機関が自ら行ってきた院内の清掃業務とこれに付随する消毒業務(以下、「院内清掃及び消毒業務」という。)を、民間の事業者(以下、「事業者」という。)に委託する機会が多くみられるようになってきた。</p> <p>院内清掃及び消毒業務が委託されることにより、医療機関の清潔の保持や患者ニーズへの対応が図られるのであれば、その意義、役割は大きいものがあるといえる。</p> <p>しかし、当該業務は、医療そのものではないが、医療と密接に関係する業務であることから、医療機関が当該業務を事業者へ委託する上での最低基準ともいふべき基本的なルールを明確にしておく必要がある。</p> <p><u>そこで、本検討会では、院内清掃及び消毒委員会を設け、主として日常的に行われる院内清掃及び消毒業務の委託の在り方について検討を行い、今回報告書を取りまとめた。</u></p> <p>6 事業者の業務実施方法</p> <p>(9) 再委託</p>
--

受託業務のうち、日常的な業務の再委託は認めるべきではない。それ以外の業務を再委託する場合には、医療機関から直接業務を受託した事業者が、医療機関との関係において当該業務に対する最終的責任を負わなければならない。また、再委託先の名称、業務内容などについて、医療機関に対して事前に十分な説明を行い、その了解を得なければならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑪ 病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日第 14 号各都道府県衛生主管部(局)長宛て厚生省健康政策局指導課長通知）（抜粋）

第九 施設の清掃の業務について（令第 4 条の 7 第 8 号関係）

受託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと。日常的な清掃業務以外の業務を再委託する場合には、医療機関から直接業務を受託した者が、医療機関との関係において当該業務に対する最終的責任を負うものであること。また、再委託先の名称、業務内容について、医療機関に対して事前に十分な説明を行い、その了解を得ること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑫ 病院等の日常的な清掃業務の再委託に関する公共施設等の管理者等の意見

「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日各都道府県衛生主管部(局)長宛て厚生省健康政策局指導課長通知）において、「受託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと」と規定されている。

P F I 事業の場合、契約体系としては S P C から協力企業（注）への再委託となるが、先行事例でもそのようになっている。

しかし、平成 25 年 11 月に、保健所から医療監査を受けた際に、口頭で同通知に抵触するのではないかと指摘されたが、その際には、再委託には抵触しない旨を明記した根拠が見つからなかった。

その後、正式な改善指導もないことから、問題はないと捉えているが、P F I 事業では民間事業者と契約を交わす以上、法令上問題がないことを、明記しておいてほしい。

また、S P C は、民間事業者にとっては、P F I 事業での特例事項であれば、明記しておらず法令違反となると、前提としているサービス料が変わってくるため、根拠は明確にしてほしい。

(注) 本 P F I 事業の入札説明書において、入札参加者は、参加表明書等において、本件事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業（協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、P F I 事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要する旨、記載されている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑬ 医療法第 15 条の 2 の規定に基づく業務委託における P F I 事業の取扱いについて（平成 26 年 11 月 19 日各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡）（抜粋）

標記については、これまで各都道府県等からの照会に対し、その都度、回答を行ってきたところあるが、今般、下記のとおり取りまとめたので、業務の参考として御活用いただくようお願いいたします。

記

病院、診療所等（以下「病院等」という。）の日常的な清掃業務については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）において再委託を認めていないところである。

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業（以下「P F I 事業」という。）において、病院等と S P C（特別目的会社）が業務委託契約を交わし、S P C と構成企業等との間で契約を交わし、S P C から構成企業等に日常的な清掃業務を委託される場合、再委託に該当するが、次のいずれかに該当するときは再委託に該当しない。

- 1 病院等、S P C 及び構成企業等との間で三者契約が締結されている場合
- 2 S P C は契約の事務手続や取次ぎのみを行い、病院等と構成企業等との間で実際の業務委託契約が締結されている場合
- 3 病院等が清掃業務を行う構成企業等をあらかじめ認識した上で、病院等と S P C との間で、その旨が明示された P F I 事業契約が締結されている場合

（参考）

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抜粋）

第 15 条の 2 病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくははじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

○ 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）（抜粋）

（診療等に著しい影響を与える業務）

第 4 条の 7 法第十五条の二に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

八 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は 患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抜粋）

第 9 条の 15 法第十五条の二の規定による医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所又は助産所における当該業務を委託する場合にあつては、この限りではない。

- 一 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 三 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要がある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式を有すること。
- 四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - イ 区域ごとの作業方法
 - ロ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
 - ハ 感染の予防
- 五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - イ 業務内容及び作業方法
 - ロ 清掃用具
 - ハ 業務の管理体制
- 六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

(注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑭ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

第 7 条

- 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑮ 汚泥の収集・運搬業務の再委託に関する公共施設等の管理者等の意見

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、汚泥の収集・運搬業務の再委託禁止が定められている。

平成 24 年度に浄化槽整備事業 P F I 導入可能性調査を実施しているが、P F I 導入可能性調査業務報告書によれば、①汚泥の収集・運搬業務を P F I 事業に含めた場合には、当該再委託の禁止条項に抵触することが懸念されること、②他自治体の先例 13 事例においても当該業務を含めていない事例(9 事例)が多くなっていることなどから、汚泥の収集・運搬業務を P F I 事業に含めない計画となっている。

今後、浄化槽 P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に該当しない考え方が示された場合には、再度、汚泥の収集・運搬業務を P F I 事業に含めた V F M 算出等を行った上で P F I 導入の可否を検討したい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑯ 市町村浄化槽整備計画策定マニュアル(平成 26 年 2 月環境省)(抜粋)

5. 3 事業スキームの設定

(2) S P C の法的位置づけ及び再委託について

清掃・汚泥収集運搬業務については、S P C が委託を受ける場合には、S P C から許可業者へ再委託する形式となることが想定される。この場合、許可業者は浄化槽清掃業、汚泥収集運搬業の両方の許可を必要とするが、汚泥収集運搬業については廃棄物処理法(第 7 条第 14 項)において再委託が禁止されているため、県及び業界団体等から指摘されて問題となった事例がある。このようなことから、現在までの浄化槽 P F I 事業事例においては、清掃・汚泥運搬業務を浄化槽 P F I 事業には含めずに別契約としている事例が多くなっている。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑰ 浄化槽 P F I 事業の実施状況

平成 25 年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務報告書（平成 26 年 2 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室。日本上下水道設計株式会社）（抜粋）

第 4 章 ワーキンググループ

2. ワーキンググループの内容

2. 2 浄化槽 P F I 事業の概要

2. 2. 2 浄化槽 P F I 事業（B T O 方式）の概要

（4）浄化槽 P F I 事業の事例

P F I 方式による浄化槽市町村整備推進事業を実施している事例を、表 2. 2. 1 に示す。

平成 26 年 2 月現在、全国で 14 件の自治体において、P F I 方式による浄化槽市町村整備推進事業が実施されている。

表 2. 2. 1 浄化槽 P F I 事業の実施事例

項目		福岡県 香春町	北海道 壮瞥町	徳島県 三好市 (旧山城町)	岩手県 紫波町	大阪府 富田林市	青森県 十和田市	岩手県 奥州市 (水沢区)
事業 内容	清掃・ 汚泥運搬	△(構成 員契約)	—	—	○	—	—	○

項目		岩手県 宮古市	三重県 紀宝町	佐賀県 唐津市	愛媛県 愛南町	山形県 最上町	埼玉県 嵐山町	大阪府 柏原市
事業 内容	清掃・汚 泥運搬	—	—	—	—	○	—	—

(注)「○」は、P F I 事業に汚泥の収集・運搬業務を含めているものである。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑱ 浄化槽 P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に関する検討

平成 25 年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務報告書（平成 26 年 2 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室。日本上下水道設計株式会社）（抜粋）

第 1 章 序論

1. 業務の目的

本業務では、浄化槽整備計画の策定、市町村設置型の計画策定、民間活用による浄化槽整備及び維持管理に関する手順、知見、課題への対策や事業推進に関する手法等を整理したマニュアルを作成、普及促進に資することを目的とする。

第 2 章 浄化槽整備計画に関する情報・知見の整理

7. 浄化槽 P F I - B T O 方式以外の民間活用手法

7. 2 民間活用のメリット・デメリット

7. 2. 3 P F I 方式

②デメリット

・現在実施されている浄化槽 P F I 事業の方式である B T O 方式の場合、清掃・汚泥運搬業務を含めて P F I 事業者へ委託する場合、廃棄物処理法における再委託の問題が懸念される。

(注) 下線は当省が付した。